

日医発第 663 号 (保 139)  
平成 19 年 10 月 26 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
唐澤祥人

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

平成 19 年 10 月 17 日厚生労働省告示第 340 号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。

今回の改正は、薬事法の規定に基づき承認を得た新医薬品で、薬価基準への収載希望のあった「ムコ多糖症Ⅱ型」治療薬 1 成分 1 品目を薬価基準の別表に第 21 部追補 (17) とし、て緊急的に収載したものであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 12 月号に掲載を予定しております。

(添付資料)

1. 官報 (平 19. 10. 17 第 4689 号抜粋)
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について  
(平 19. 10. 17 厚生労働省保険局医療課事務連絡)

(参 考)

1. 薬価基準収載希望品目一覧表（薬効分類別）新医薬品（平成 19 年 10 月承認分）

明治二十五年三月三十一日  
第二種郵便物認可  
日刊（行政機関の休日休刊）



編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部  
を改正する件（厚生労働三四〇）

○

▷

○

○厚生労働省告示第三百四十号

診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成十八年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

平成十九年十月十七日

厚生労働大臣 舛添 要一

別表に第21部として次のように加える。

第21部	注	品 名	追 射 薬 箱 (17)	規 格	単 位	薬 価 円
		エラゾレーズ点滴静注液 6 mg			6 mg 3 mL 1 瓶	385.303

(元)

事務連絡  
平成19年10月17日

地方社会保険事務局 }  
都道府県民生主管部(局) } 御中  
国民健康保険主管課(部) }  
都道府県老人医療主管部(局) }  
老人医療主管課(部) }

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成18年厚生労働省告示第95号。以下「薬価基準」という。）の一部が平成19年10月17日付厚生労働省告示第340号をもって改正され、告示の日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、お知らせします。

記

- 1 薬価基準の一部改正について
  - (1) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への掲載希望があった医薬品（注射薬1品目）について、薬価基準の別表に掲載したものであること。
  - (2) (1)により薬価基準の別表に掲載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	8,530	4,184	2,769	37	15,520

( 参 考 )

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価 (円)	
1	注射薬	エラプレース点滴静注液 6 mg	イデュルスルファーゼ (遺伝子組換え)	6 mg 3 mL 1 瓶	385, 303

# (参考)

薬価基準収載希望品目一覧表 (薬効分類別)

新医薬品 (平成十九年十月承認分)

(注射薬)

薬効分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
1 注395	エラプレース点滴静注液6mg (ジェンザイム・ジャパン)	6mg3mL1瓶	イデュルスルファーゼ (遺伝子組換え)	通常、イデュルスルファーゼ (遺伝子組換え) として、1回体重1kgあたり0.5 mgを週1回点滴静脈内投与する。
	(効能・効果) ムコ多糖症Ⅱ型			